

決議案第1号

議案第20号令和2年度清水町一般会計予算に  
対する附帯決議について

上記決議案を別紙のとおり、清水町議会会議規則第14条の規定によ  
り提出いたします。

令和2年3月25日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

提出者 清水町議会議員 高 橋 政 悅  
賛成者 清水町議会議員 鈴 木 孝 寿

## 議案第20号令和2年度清水町一般会計予算に 対する附帯決議

議案第20号清水町一般会計予算については、本会議で可決となつたが、その執行に当つては、次の事項について留意して取り組まれるよう求めるものである。

### 1. 保育施設運営事業（3款2項2目12節）

町が直営で実施していた保育所等の給食事業を、民間委託するにあたつては、民間会社へ移行する職員の待遇等について十分に配慮した契約とし、発注者の責任において、必要に応じ契約内容の見直しや助言、指導、是正などの措置を講ずるものとする。

### 2. 観光振興事業（7款1項2目18節）

十勝清水肉・丼まつり実行委員会補助金においては、過去2回の開催により出店者及び来場者より得た多くの貴重な意見を十分に生かして、本町を代表するまつりとなることを大いに望むものである。

実行委員会形式のまつりであるにもかかわらず、全体経費の半分以上を町が負担しており、今後は様々な経費の増嵩により更なる町の負担増が懸念されるところである。実行委員会形式での開催を続けるのであれば、他のまつり同様に町の負担割合は開催経費の半分程度に抑えることを強く要望する。

### 3. 少人数学級設置事業（10款2項1目2節、3節、4節）

小学校における少人数学級の実施については、きめ細かな指導体制の構築を目的として北海道でも実施されているが、現状では低学

年中心での実施となっている。しかしながら、本町においては6年生での実施ということであり、その実施基準や導入条件も明確であるとはいえない状況である。

今後は、実施基準等の整備など必要な措置を講じることを要求するものであり、さらには当事者である保護者や児童への十分な説明がないまま実施されることがないように強く要望する。